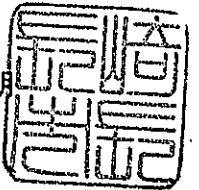


長崎市公告第 97 号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱(平成 21 年長崎市告示第 156 号)第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年 7 月 18 日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

- (1) 件 名 メタバース型企業情報発信業務委託
- (2) 業務内容 メタバース型企業情報発信業務に係る説明書
(以下「説明書」という。)による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年2月 28 日まで
- (4) 履行場所 指定場所
- (5) 予 算 額 2,994,000 円(消費税相当額を含む。)

2 提案資格

提案者が満たすべき要件(以下「提案資格」という。)は、次のとおりとする。

なお、提案者から直接業務を委託し、又は請負うことを予定する者(以下「協力事業者」という。)がある場合、(9)の要件については、提案者又は協力事業者のいずれかが満たすこと。

- (1) 長崎市契約規則(昭和 39 年長崎市規則第 26 号)第2条第1項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者及び同条第2項に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「コンピュータシステム操作・運用」または「広報・宣伝・広告」の業種で登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成7年 11 月7日施行)及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成 24 年長崎市告示第 85 号)の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領(平成 16 年長崎市告示第 305 号)及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱(平成 24 年長崎市告示第 829 号)の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- (5) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。
- (8) 他の提案者の協力事業者でないこと。(協力事業者が他の提案者の協力事業者になることは可。)
- (9) 平成31年4月から令和6年3月末までに完了した業務で、本業務と同種業務(国、地方自治体又は

企業・団体等のメタバースに関する業務又はそれに類する業務)の実績が1件以上ある者であること。

3 説明書等の交付期間、場所及び方法

説明書は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次の通り、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は、事前に下記(2)まで連絡するものとする。

(1)説明書の交付期間

公告日から令和6年9月6日(金)まで(長崎市の休日を定める条例(平成5年長崎市条例第35号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時30分まで。

(2)説明書の交付場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 14階

長崎市経済産業部産業雇用政策課(電話:095-829-1313)

4 参加表明の手続き

(1)提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書(第1号様式)

イ 担当者連絡先(様式ア)

ウ 業務等実績調書(様式ウ)

平成31年4月から令和6年3月末までに完了した同種業務の受託実績について記載するとともに、当該業務の内容が確認できる書類(契約書、仕様書等の写しなど)を添付すること。

(2)提出期限

令和6年7月29日(月)午後5時30分まで【必着】(提出期限内に上記3(2)に到達していること。)

(3)提出方法

持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法による。

電子メール及びFAXによる提出は受け付けないので留意すること。

5 提案資格の確認及び提案書の提出要請

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書(第3号様式)により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

【通知予定日】令和6年8月2日(金)

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1)受付方法

説明書等に対する質問は、質問書(様式キ)に記載の上、電子メール又はFAXにより下記(3)に送信すること。併せて、その旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2)受付期間

公告日から令和6年8月2日(金)午後5時30分まで【必着】

(3)質問書送付先及び連絡先

長崎市経済産業部産業雇用政策課

E-Mail : sangyo@city.nagasaki.lg.jp

FAX : 095-829-1151

(4) 質問に対する回答

令和6年8月8日(木)までに質問を取りまとめ、質問回答書(様式ク)により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はFAXで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出

(1) 提出書類

説明書7(1)の通り

(2) 提出期限

令和6年9月9日(月)午後5時 30 分まで【必着】(提出期限内に上記3(2)に到達していること。)

(3) 提出方法

紙(2部)…持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法による。

データ…データ持参、電子メール

8 ヒアリング

(1) ヒアリングの有無 有

提案書の提出者が5者を超える場合は、特定審査委員会において1次審査(書面審査)を実施し、5者に絞り込んだ上でヒアリング(説明及び質疑応答)を実施するものとする。

ただし、提案書の提出者が5者を超える場合であっても、市長が5者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(2) 実施予定日

令和6年9月 25 日(水)

※詳細は別途、ヒアリング予定表(様式ケ)にて通知する。

(3) 出席者

3人以内とする。

(4) その他

ヒアリングは、原則ペーパーレスで行うものとする。

また、説明は事前に提出された企画書(説明書7(1)6)を用いて行うこととし、資料の追加は認めない。

9 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、最も優れた者を受託候補者として特定する。特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出したすべてのものに対し、令和6年9月 27 日(金)(予定)に通知する。

(1) 評価基準

評価基準			
評価項目	提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	履行実績	<p>業務等実績調査書(様式ウ)</p> <p>平成31年4月から令和6年3月末までに完了した業務について、同種業務の実績がどの程度あるか、件数だけでなく、実績の内容が本業務にふさわしいか等を総合的に評価する。 ※同種業務とは、国、地方自治体又は企業・団体等のメタバースに関する業務又はそれに類する業務をいう。</p> <p>5点:同種業務の実績(内容)が5件以上ある 4点:同種業務の実績(内容)が4件ある 3点:同種業務の実績(内容)が3件ある 2点:同種業務の実績(内容)が2件ある 1点:同種業務の実績(内容)が1件ある</p>	5
	実施体制	<p>組織調査書(様式イ)</p> <p>業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるか等を総合的に評価する。</p> <p>10点:担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる 5点:担当者の配置や構成は明確である 0点:担当者の配置や構成が明確でない</p>	10
担当者評価	主任担当者及び担当者同種業務の実績	<p>配置予定者調査書(様式エ)</p> <p>主任担当者及び担当者の同種業務実績がどの程度あるかを評価する。</p> <p>10点:主任担当者及び担当者1名以上に同種業務実績があわせて5件以上ある 8点:主任担当者及び担当者1名以上に同種業務実績があわせて4件ある 6点:主任担当者及び担当者1名以上に同種業務実績があわせて3件ある 4点:主任担当者及び担当者1名以上に同種業務実績があわせて2件ある 2点:主任担当者及び担当者1名以上に同種業務実績があわせて1件ある 0点:主任担当者又は担当者全員に同種業務実績がない</p>	10
実施方針等評価	業務理解度	<p>企画書(任意様式)</p> <p>本業務の目的、内容の理解度を評価する。</p> <p>10点:本業務の目的、内容を十分に理解している 7点:本業務の目的、内容を理解している 3点:本業務の目的、内容の理解がやや不足している 0点:本業務の目的、内容の理解が不十分である</p>	10
	業務手順	<p>業務等の実施手法(様式カ)</p> <p>(1)業務実施手順を示すフローの妥当性が高い場合、(2)業務実施のスケジュールの妥当性が高い場合に評価する。</p> <p>5点:(1)、(2)のいずれにも該当する場合 3点:(1)、(2)のいずれかが該当しない場合 0点:(1)、(2)のいずれにも該当しない場合</p>	5
提案内容評価	メタバース空間の妥当性	<p>企画書(任意様式)</p> <p>メタバース空間全体のレイアウト及び構築イメージが、ターゲットの思考やニーズ等を把握し、そこにマッチする提案であるかを評価する。</p> <p>15点:非常に優れている 11点:優れている。 7点:標準的である。 3点:やや劣っている。 0点:劣っている。</p>	15
	メタバース空間の操作性	<p>メタバース空間に初めて入室する人も簡単に操作ができる提案であるかを評価する。</p> <p>15点:非常に優れている 11点:優れている。 7点:標準的である。 3点:やや劣っている。 0点:劣っている。</p>	15
	メタバース空間の安全性	<p>メタバース空間が安定した稼働(メタバース空間解放中の企業及び参加者へのフォロー体制、サーバー構成、情報流出への対策等)となる提案であるかを評価する。</p> <p>15点:非常に優れている 11点:優れている。 7点:標準的である。 3点:やや劣っている。 0点:劣っている。</p>	15
	独創性	<p>提案事業者のノウハウや知識、経験などの創意工夫が見られ、独創性が高く、説得力のある提案であるかを評価する。</p> <p>15点:非常に優れている 11点:優れている。 7点:標準的である。 3点:やや劣っている。 0点:劣っている。</p>	15
合計			100
<p>※合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。合計点が最も高い者が複数いる場合は、「提案内容評価」の合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。さらに、その複数者の「提案内容評価」の合計点が同点となった場合は、参考見積金額が最も低い者を、さらに、その複数者の参考見積金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を特定する。</p> <p>※「提案内容評価」において、いずれかの項目について委員全員の配点が0点のものがある場合、または委員全員の評価の合計点が満点の2分の1未満の場合は、受託候補者として非特定とする。</p>			

(2) 審査会 委員名は次のとおりとする。

氏名	役職名
大賀 史郎 (委員長)	経済産業部 部長
林 太郎 (職務代理者)	経済産業部 新産業推進課 課長
吉田 涼子	経済産業部 商業振興課 課長
川道 寿	情報政策推進部 DX 推進課 係長
尾崎 亮介	企画政策部 広報広聴課

10 契約書の作成の要否 要

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例(平成 13 年長崎市条例第 28 号)に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果品に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。なお、メタバース空間については、レンタルの場合はこの限りではない。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合には、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

12 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 14 階
長崎市経済産業部産業雇用政策課
電 話 : 095-829-1313
E-Mail : sangyo@city.nagasaki.lg.jp
F A X : 095-829-1151